

# 林業土木工事の現状と施工管理

令和8年5月26日

(一社) 日本林業土木連合協会  
専務理事 堂本 整 (技術士 森林土木)

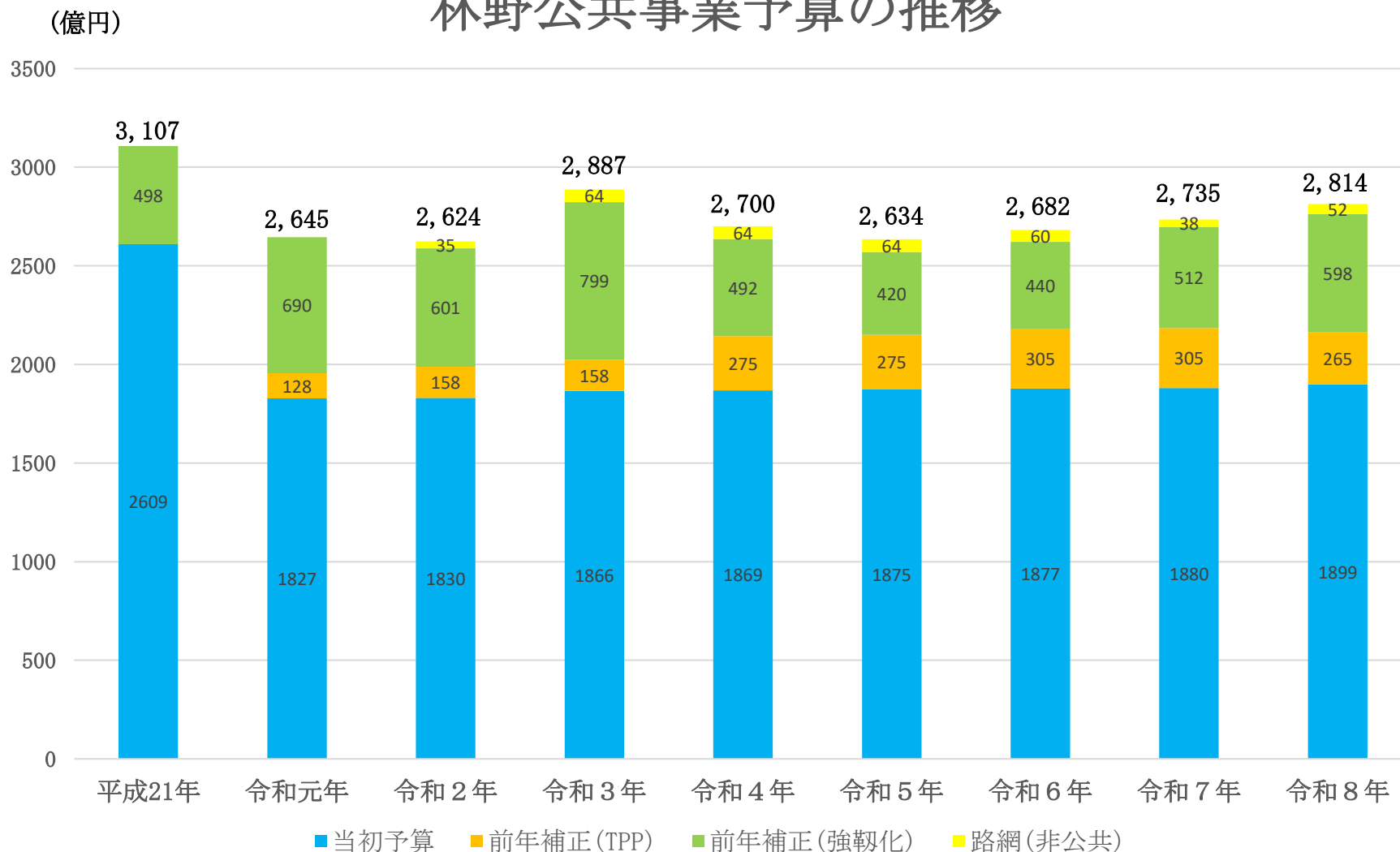


## 【研修の内容】

- 1 林野公共事業予算の推移
- 2 建設資材価格等(ガソリン、ナフサ)の動向
- 3 森林土木工事に関する技術者アンケートの結果(速報)
- 4 令和8年度設計積算基準等の改正の概要
- 5 森林土木工事関係書類の作成のスリム化

# 林野公共事業予算の推移と今後の見通し

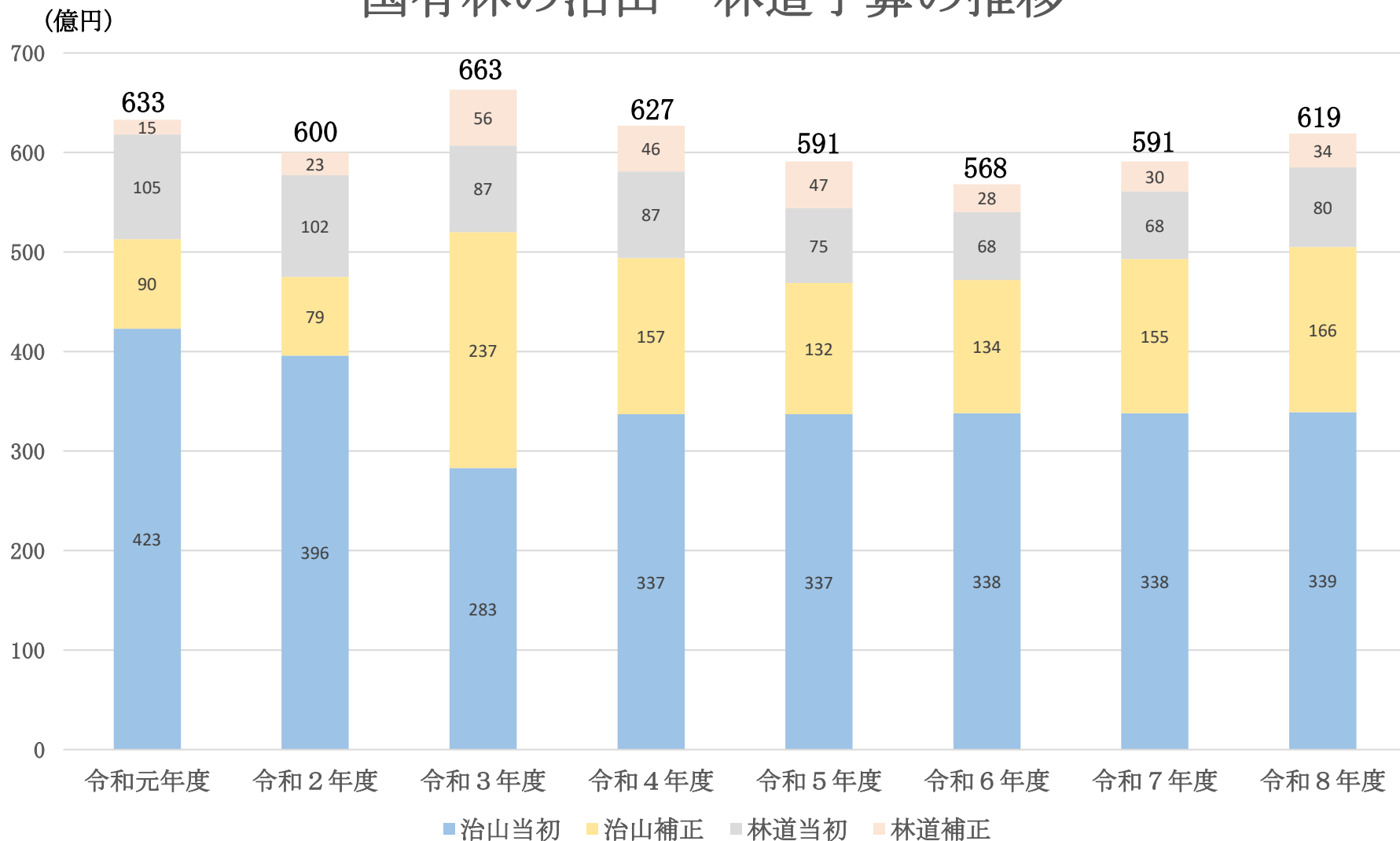
## 林野公共事業予算の推移



【出典：林野庁資料】

# 林野公共事業予算の推移と今後の見通し

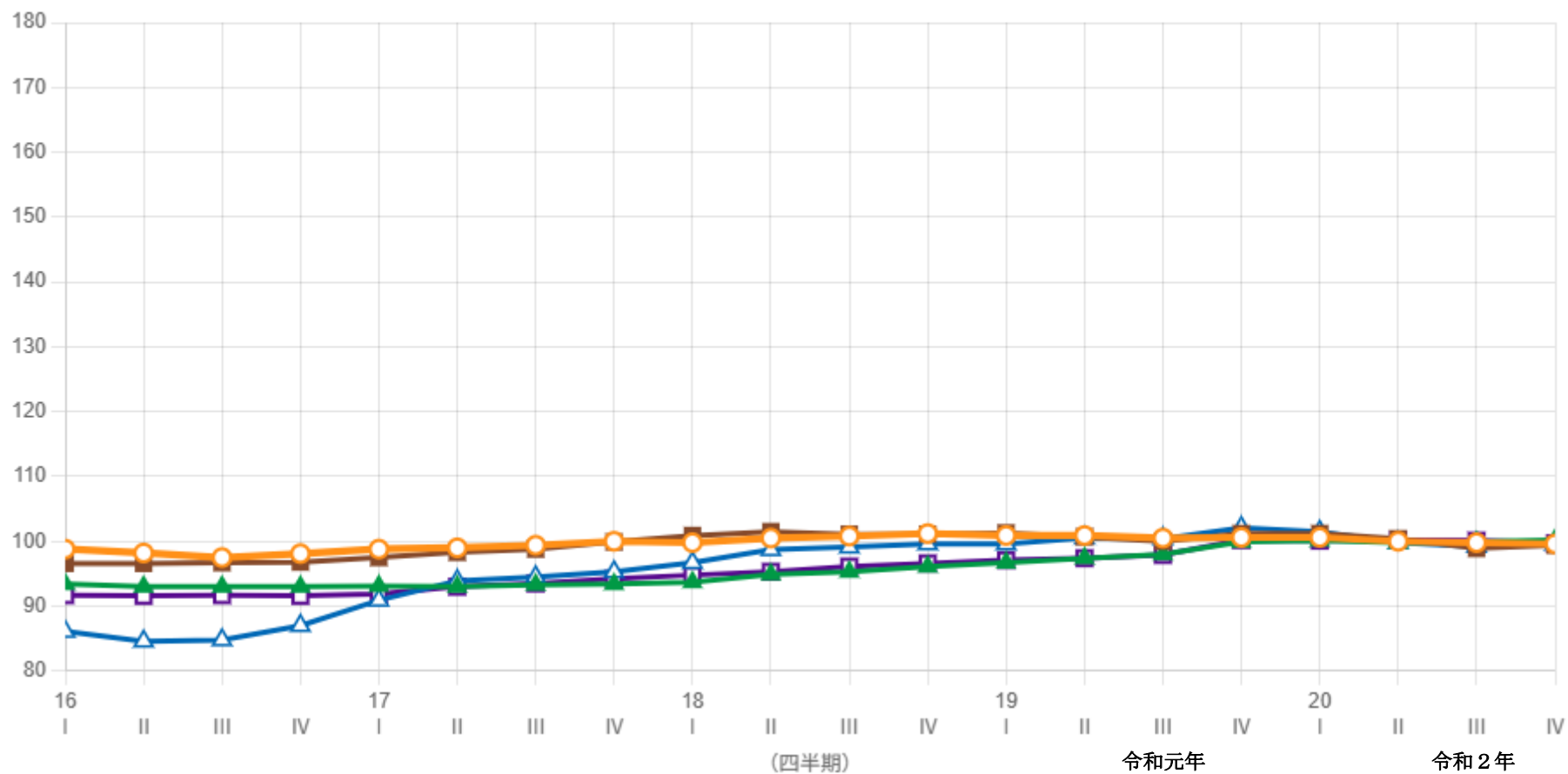
## 国有林の治山・林道予算の推移



【出典：林野庁資料より作成】

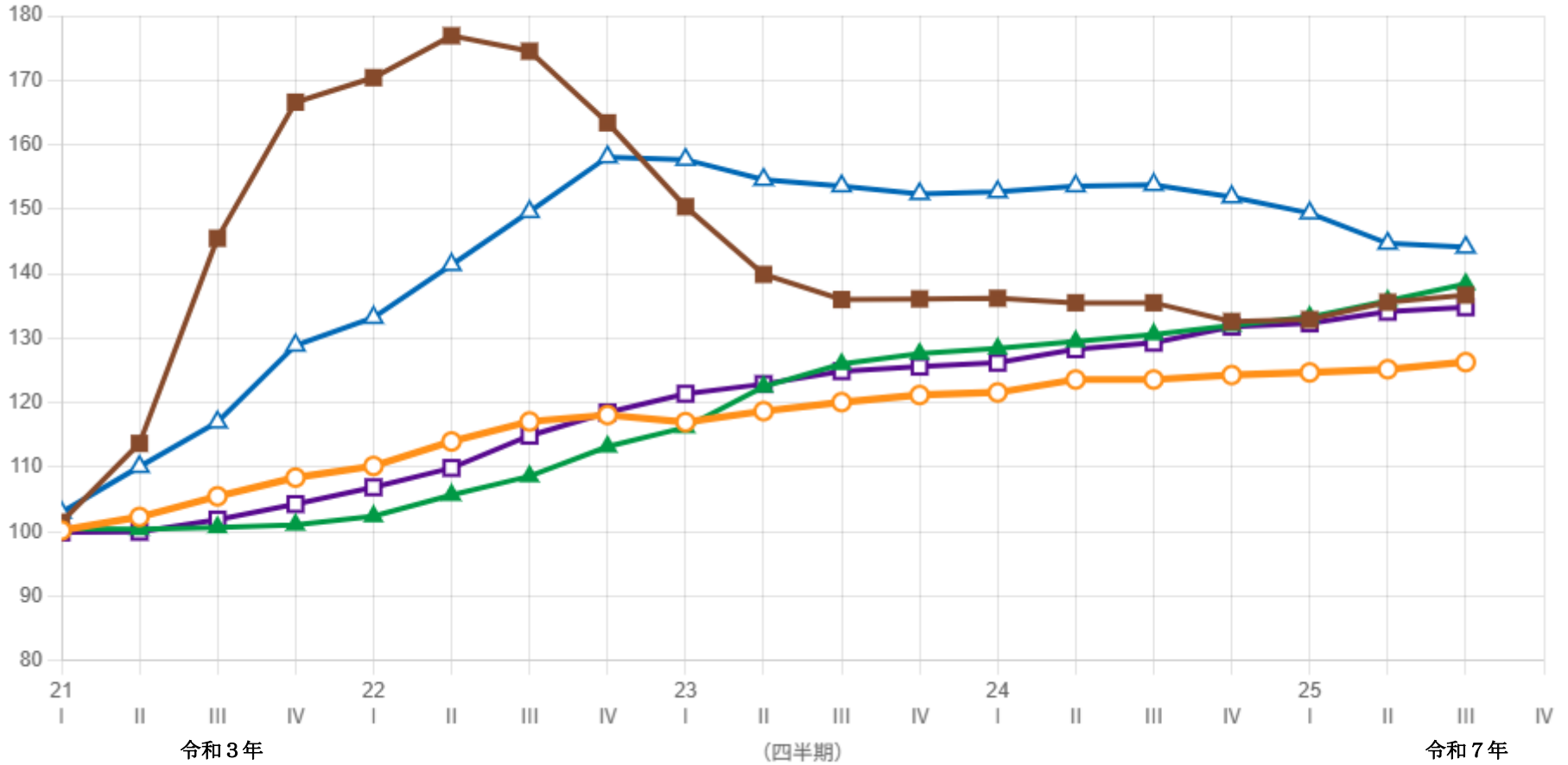
# 建設資材価格(企業物価指数)の推移(2016年～2020年)

○ 建設用材料計 ■ 製材・木製品 ▲ 窯業・土石製品 △ 鉄鋼 □ 金属製品



# 建設資材価格(企業物価指数)の推移(2021年~2025年)

○ 建設用材料計 ■ 製材・木製品 ▲ 窯業・土石製品 △ 鉄鋼 □ 金属製品



# 建設資材価格等(レギュラーガソリン)の動向(中東情勢の影響)

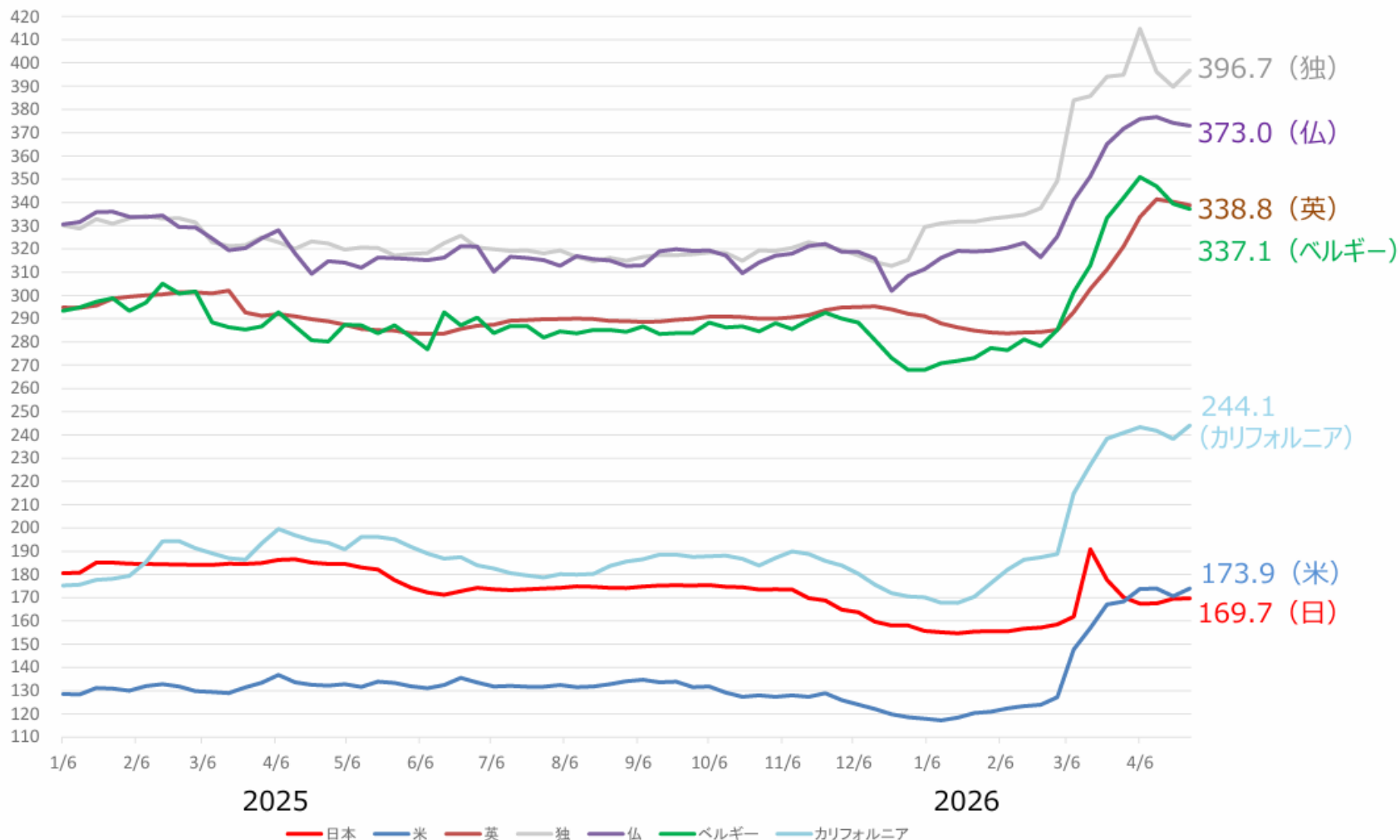
## 全国レギュラーガソリン平均価格の推移



# 建設資材価格等(ガソリン)の動向(中東情勢の影響)

## 日米欧ガソリン価格比較 (4月27日(月)時点)

(円)



邦貨換算レートは、令和8年3月の平均TTS (三菱UFJ銀行) 1ドル= 159.68円、1ポンド= 215.82円、1ユーロ= 185.02円を使用。

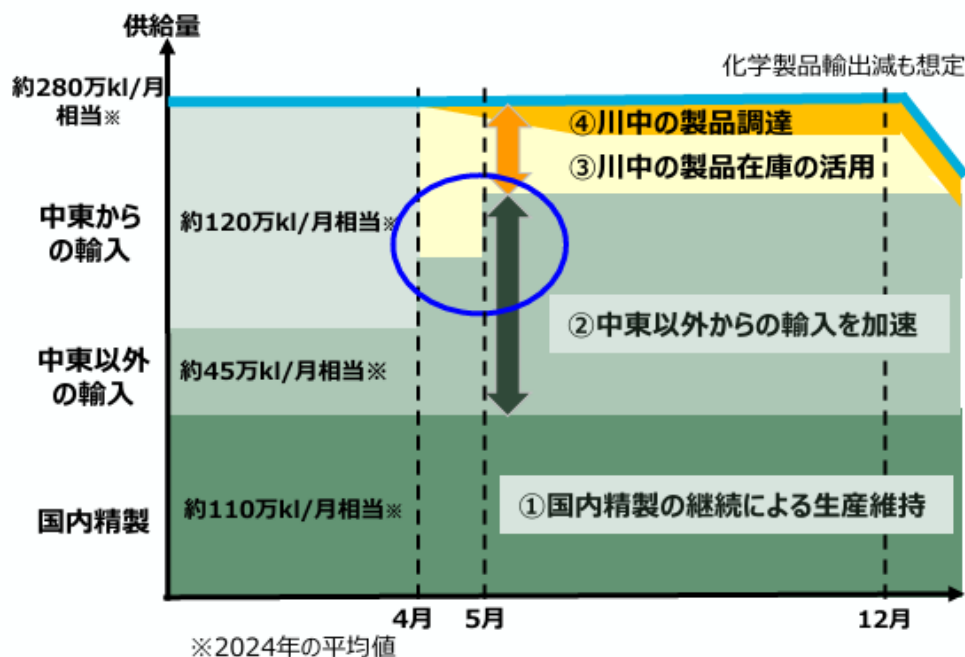
【出典：中東情勢に関する関係閣僚会議資料】

# 建設資材価格等(ナフサ)の動向(中東情勢の影響)

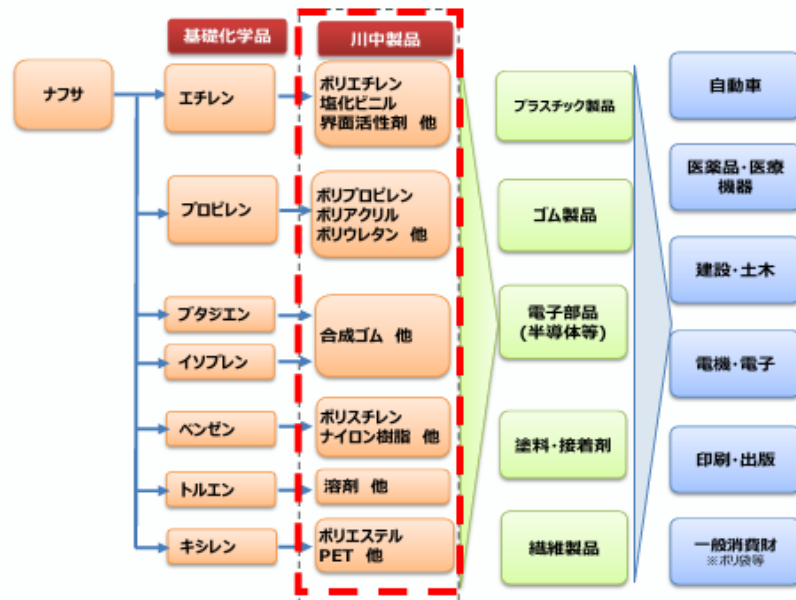
## ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 国内でのナフサの精製を継続していることに加え、米国やアルジェリア、ペルーなど中東以外からのナフサの輸入が、中東情勢緊迫化の前の水準に比べると、5月には「3倍」（45万kl/月→4月90万kl→5月135万kl超）となる。これらの輸入ナフサは、5月にも日本に届く。
- また、ポリエチレンなどの中間段階の化学製品の足下の在庫は約1.8か月分となっており、これらをあわせると、ナフサ由来の化学製品の供給は、これまでの「半年以上」から更に伸び、年を越えて継続できる見込み。

### 化学製品の供給見通し（中東以外の輸入加速）



### 川中の製品在庫（1.8ヶ月分）



※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。

# 令和9年度の予算は？（責任ある積極財政！）

## 「責任ある積極財政」（高市政権）とは？

目的：日本経済の成長で税収を増やし、結果として財政も健全化させる

- ・責任ある＝将来の国の借金や金利上昇を意識して持続可能な範囲の支出に抑える
- ・積極財政＝景気や物価高対策のために、**政府がしっかりお金を出す\***

※リミッターを外して真に必要な施策を躊躇なく提案してやり抜く

（金融資産：約880兆円）

国の借金：約1,344兆円（5/8財務省発表）

マスコミ報道：国民一人あたりの借金は約1,094万円

（  
日本銀行：50%  
民間銀行：40%  
日本国民：5%  
海外：5%  
）



国の借金（国債）は将来の税収で返済することが前提となっていない

※G7各国と同様に日本でも国債は永続的に借り換えされていく（財務省も認めている）

## 「予算編成の抜本的見直し」

- ・補正予算を前提とした予算編成と決別 → 令和8年度補正予算は必要
- ・必要な予算は当初予算で措置
- ・投資のための「新たな予算枠」を設定 → 成長戦略17分野（防災・国土強靱化含む）
- ・複数年での機動的な財政出動 → 予算単年度主義との整合性



# 令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケートの概要

## 1 調査の目的

森林土木工事の現場技術者が日頃から感じている課題・意向・要望等を収集、把握して林土連の今後の事業活動の基礎資料とするほか、林野庁等の関係機関に対する意見や提案等に活用することを目的とする。

## 2 調査対象者

森林管理署等が発注した、治山工事・林道工事・災害復旧工事において、主任技術者、現場代理人、監理技術者等として携わった現場技術者

## 3 調査の方法

- (1) 林土連から全国の林業土木協会に調査を依頼
- (2) 各林業土木協会は工事を受注した会員企業にアンケート調査の協力を依頼
- (3) 依頼された会員企業は、現場技術者にアンケートの回答を依頼
- (4) 現場技術者はPC又はスマートフォンを活用して回答（WEB方式）
- (5) アンケート実施期間は令和8年4月6日～4月30日
- (6) 回答者の会社名や氏名等は無記名とする
- (7) アンケートは選択方式を基本とし、一部の自由意見を記述式とする
- (8) 回答者の負担を考慮し、10分程度で回答できる内容とする
- (9) 調査結果の集計はGoogleフォームの自動集計機能を活用

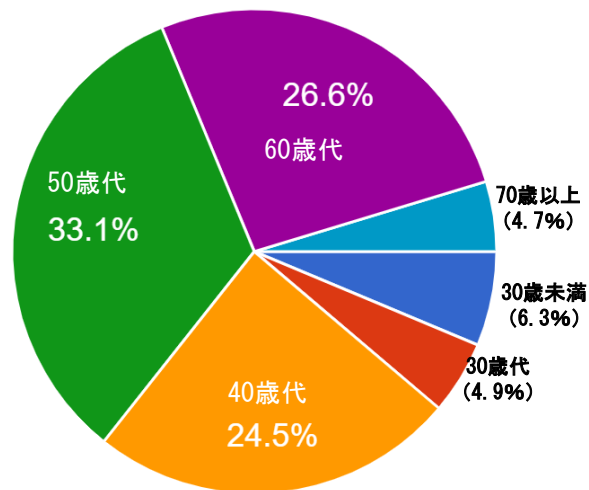
# 令和7年度 森林土木工事に関する技術者アンケートの概要

## アンケート調査の内容

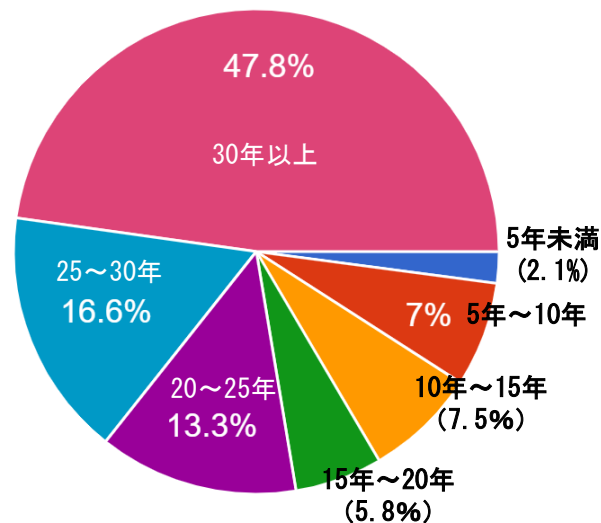
- ① 年齢（・30歳未満・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳以上
- ② 性別（・男性・女性・回答しない）
- ③ 所属林業土木協会名（14協会から選択）
- ④ 実務経験年数（5年未満、5年～30年を5区分、30年以上）
- ⑤ 携わった主な工事（治山・地すべり、林道新設・改良、災害復旧）
- ⑥ 携わった工事での立場（主任技術者、現場代理人、監理技術者）
- ⑦ 携わった近年の工事では適正な利潤を確保できたか  
※「適正な利潤」とは、工事受注時に計画した利潤とする
  - ・適当な利潤が確保できなかった理由は何か
- ⑧ 携わった工事での3者会議の実施状況を選択（複数回答）
  - ・3者会議の開催について意見等を記載
- ⑨ 工事施工に関する問合せに対する監督員の対応状況を選択（複数回答）
  - ・問合せに対する監督員の対応について意見等を記載
- ⑩ 複数の工事現場の兼務の実態について選択
  - ・工事現場を兼務した時の仕事の負担をどのように感じたか
  - ・兼務した仕事のうち、どのような作業が大きな負担となったか
- ⑪ 工事発注者に対する要望やひごろから感じている課題、意見・要望など  
（自由記載）

# 令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の速報

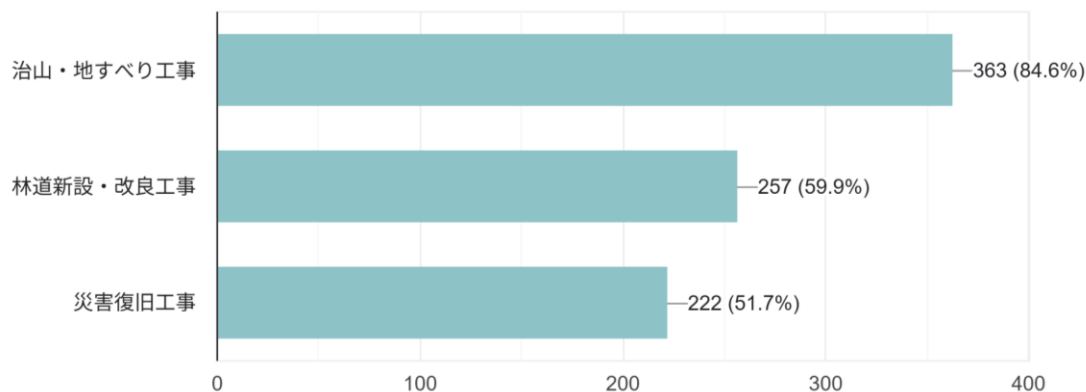
◆ あなたの年齢を選んでください



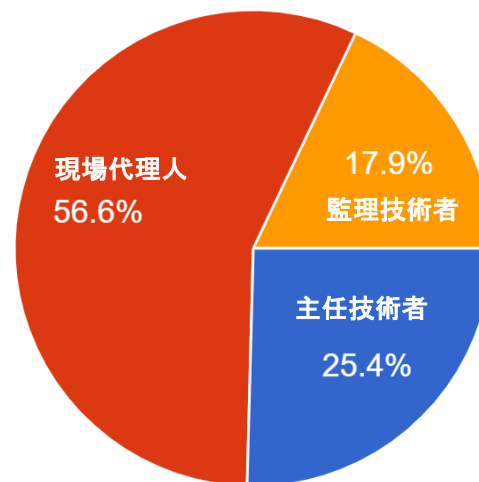
◆ あなたの建設業における実務経験年数を選んでください



◆ あなたが現場技術者として携わった主な工事を選んでください



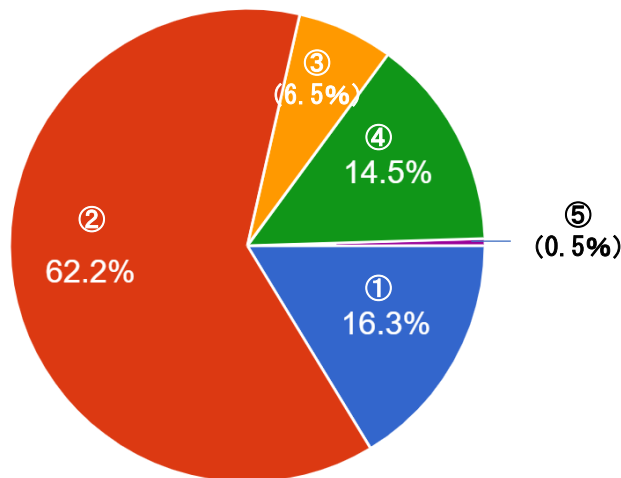
◆ あなたが携わった主な工事での立場を選んでください



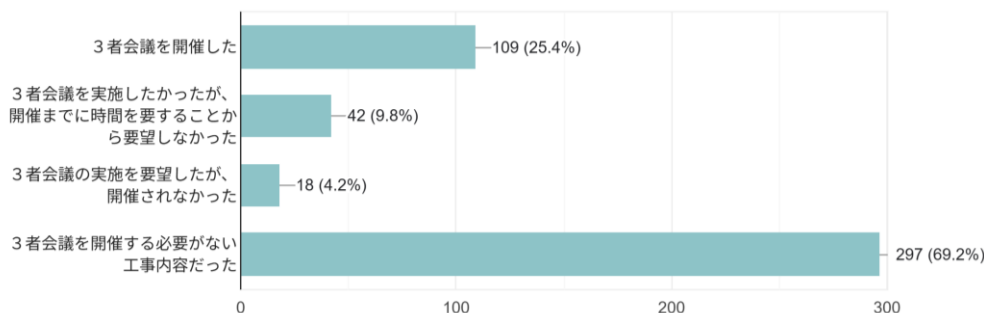
# 令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の速報

## ◆ あなたが携わった近年の工事では適正な利潤を確保できましたか

- ①ほとんどすべての工事で適正な利潤を確保できた
- ②携わった工事を平均するとほぼ適正な利潤は確保できた
- ③ほとんどの工事で適正な利潤を確保できなかった
- ④一部の工事で利潤を確保できず赤字となった工事があった
- ⑤ほとんどの工事で利潤が確保できず赤字となった



## ◆ あなたが携わった工事での三者会議の実施状況を選んでください



## ◆ 「適正な利潤」「利潤」を確保できなかった理由は何ですか（抜粋）

- 設計図書と現場条件（地形・土質・湧水など）の不一致
- 仮設工（道路・排水・足場等）の費用不足・過小評価
- 設計変更が認められない／反映が不十分
- 資材単価・人件費の高騰が設計に反映されていない
- 自然条件（降雨・降雪・災害）による手戻り・工程遅延
- 協議・承認待ちによる手待ち時間の発生
- 小規模工事による採算性の低さ

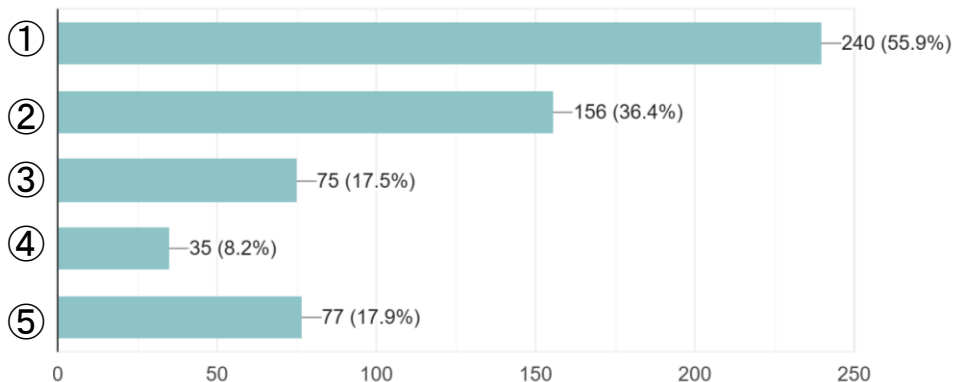
## ◆ 三者会議の開催についてご意見等（抜粋）

- 問題点や解決策の共有に有効
- 設計意図・方針の確認ができる
- 工事規模に関わらず必要に応じて開催すべき
- 設計段階で施工者の意見を反映すべき
- 設計意図（思想）の事前共有が必要
- 早期開催・迅速な意思決定が必要
- コンサルが多忙で対応できない

# 令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の速報

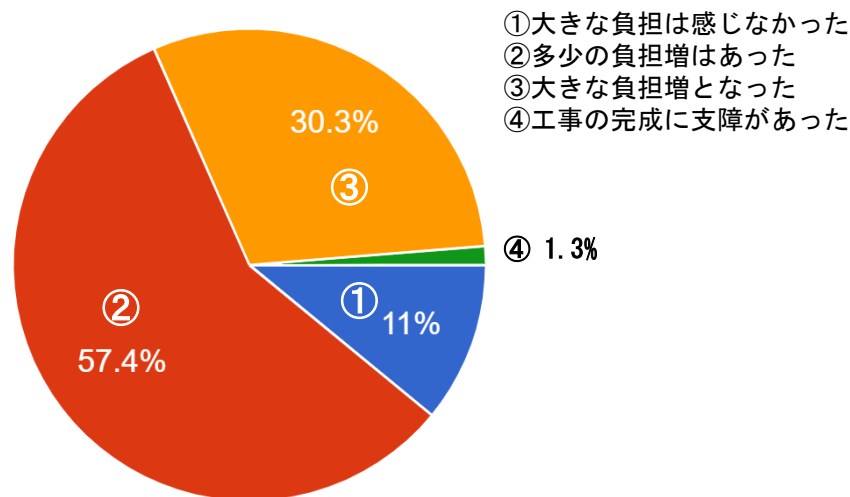
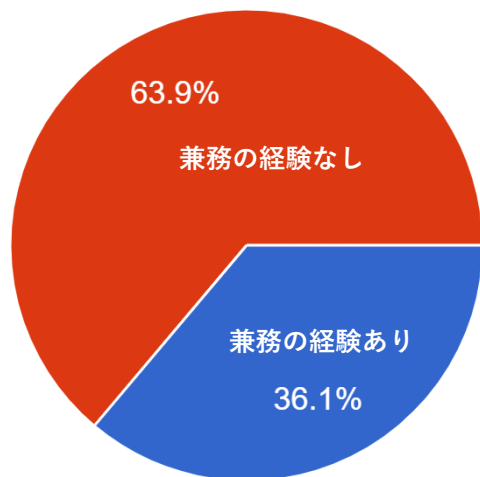
◆ 工事施工に関する問い合わせに対する監督員の対応状況を選んでください ◆ 問い合わせに対する監督員の対応についてのご意見等（抜粋）

- ① 監督員から速やかに回答があった
- ② 即答はなかったが2、3日以内に回答があった
- ③ 回答に時間を要したが工事の進捗に影響はなかった
- ④ 回答が遅く工事の円滑な施工に影響があった
- ⑤ 対応が監督員によって区々であった



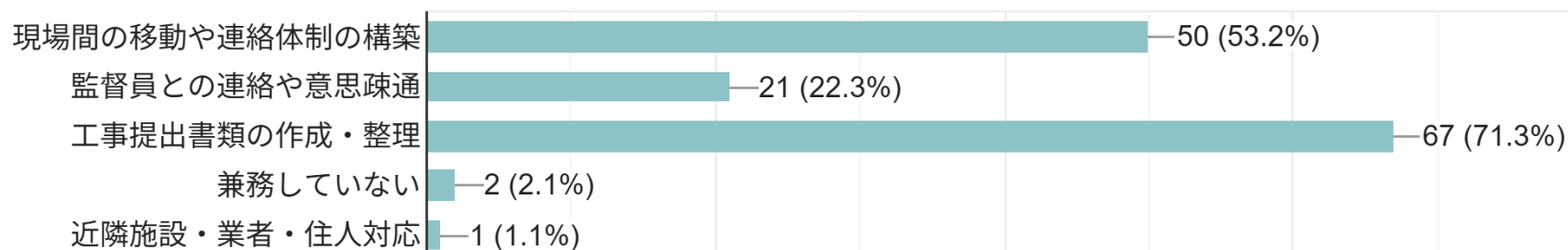
- 迅速・的確・丁寧な対応により施工が円滑に進んだ
- 回答が遅く工程に影響するケースがある
- 回答期限を明確にしてほしい
- 監督員ごとに対応スピード・判断力に差がある
- 上司確認や「局の回答待ち」で対応が遅れる
- 現場判断が後から覆ることがある
- 協議が整わず施工できない場合がある

◆ 複数の工事現場の兼務の実態について該当するものを選んでください ◆ 工事現場を兼務した時仕事の負担をどのように感じましたか



# 令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の速報

◆ 兼務した仕事のうち、どのような作業が大きな負担となりましたか



◆ 工事発注者に対する要望や日頃から感じている課題、意見・要望などがあれば記載してください

## ■ 発注・工期

- ・ 冬期施工を避けた工期設定にしてほしい
- ・ 降雪地域は早期発注を希望
- ・ 施工可能期間を考慮した工期設定にしてほしい

## ■ 設計

- ・ 現地踏査を十分に行った設計にしてほしい
- ・ 仮設工の設計精度を向上してほしい

## ■ 設計変更・協議

- ・ 新工法の採用をしやすくしてほしい
- ・ 災害・天候影響を変更に反映してほしい

## ■ 書類関係

- ・ 紙と電子の二重提出を廃止してほしい
- ・ 日報・出来形・週休2日書類を簡略化してほしい
- ・ 必要書類の一覧を明確にしてほしい

## ■ 監督員対応

- ・ 判断基準を統一し、監督員ごとの対応差をなくしてほしい
- ・ 現場への訪問頻度を増やしてほしい

## ■ 仮設・施工条件

- ・ 作業ヤード・進入路を適切に確保してほしい
- ・ 支障木処理の期間を考慮してほしい
- ・ 山間地特有の条件を反映してほしい

## ■ 現場環境・DX

- ・ 通信環境を改善してほしい
- ・ オンライン立会ができる環境を整備してほしい

## ■ その他

- ・ 資材高騰に対応してほしい
- ・ 電子納品を完全化してほしい
- ・ 発注量を増やしてほしい

# 設計積算基準等の改正の概要

- 林野庁では、熱中症対策や働き方改革、円滑な施工体制の確保など、公共工事に一斉に適用される関係省庁の制度改正・運用改善を的確に反映するとともに、森林土木工事が行われる山間奥地の狭隘・急傾斜地の厳しい現場実態を踏まえ、森林土木工事が地域の守り手である事業者には選ばれるよう、**適正な利潤確保**、**生産性向上**、**安全性向上**に向けた取組を継続しています。

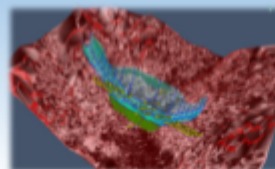
## 適正な利潤確保

- 設計業務において設計時に施工者から意見聴取する歩掛を追加
- 施工実態にあった歩掛へ見直し
- 新工法等の歩掛を追加
- 森林土木工事の共通仮設費率に独自の補正を追加
- 作業時間が短くなる場合の労務費補正の追加
- 見積りを活用した積算方法の導入
- 工事規模に応じた工期の目安を設定



## 生産性向上

- 施工性の高い工種・工法の適用促進
- 工事提出書類の各種様式の簡素化、作成書類の削減
- ICTを活用した工事実施要領等の導入
- スマートフォン等を活用した立会確認の導入



## 安全性向上

- 山間奥地で通信環境を整える場合の積算方法を追加



# 令和8年度設計積算基準等の改正の概要

- ・ 最新の本社経費の実態を反映し、**一般管理費等率の見直し** (参考1)
- ・ **不整地運搬車運搬工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し** (参考1)
- ・ **モノレール運搬工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し** (参考2)
- ・ コンクリート構造物等の施工に用いる、**基礎・裏込め砕石工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し** (参考2)
- ・ 森林土木工事（治山・林道）における**設計業務**において、設計時に**施工者から意見聴取する歩掛を追加** (参考3)

## 【継続する取組】

- ・ ブロック会議等で改善事項の普及啓発を徹底（「選ばれる森林土木」キャラバン）
- ・ 森林土木分野におけるICT活用の推進（各地における優良事例の把握・発信等）
- ・ 森林土木工事特有の厳しい現場条件を反映した間接工事費を設定するための調査
- ・ 歩掛の見直し

# 令和8年度設計積算基準等の改正の概要

本社経費の実態を反映

森林土木工事（治山・林道）の**一般管理費等率**について、  
最新の**本社経費の実態を反映した率に見直し**

（参考1）

## 【一般管理費等率の比較】

工事原価	令和7年度	令和8年度	UP率
500万円以下	23.57%	25.13%	1.56%
500万円超え 30億円以下	算定式により率は変動		1.56~ 0.89%
30億円超	9.74%	10.63%	0.89%

## 【直接工事費が同額の場合】

	直接工事費	間接工事費等	積負工事費計	UP額
令和7年度	2,606万円	2,394万円	5,000万円	56万円
令和8年度	2,606万円	2,450万円	5,056万円	

施工実態に合わせて歩掛等を見直し

施工実態に合わせて**不整地運搬車の規格を再編し標準規格を見直し**するとともに、**積卸時間、走行速度を見直し**

不整地運搬車への土砂積込



【林道工事において運搬延長800m、運搬土量1,500m<sup>3</sup>の  
不整地運搬車(4t)運搬工を含む工事の場合】

	直接工事費	間接工事費等	積負工事費計	UP額
令和7年度	3,646万円	3,406万円	7,052万円	446万円
令和8年度	3,844万円	3,654万円	7,498万円	

不整地運搬車による土砂荷卸



# 令和8年度設計積算基準等の改正の概要

(参考2)

施工実態に合わせ  
歩掛を見直し

急傾斜地において資材等を運搬する際のモノレール運搬工歩掛を施工実態に見直しするとともに定期点検歩掛を追加

【山腹工事において架設延長250m、総運搬重量24tのモノレール運搬工を含む工事の場合】

	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	3,593万円	3,042万円	6,635万円	88万円
令和8年度	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	
	3,601万円	3,122万円	6,723万円	



モノレールによる資材運搬



レールの架設作業

現場実態に合わせ  
歩掛を見直し

コンクリート構造物等の基礎・裏込め砕石工において砕石投入を行う建設機械の規格と歩掛を現場実態に合わせて見直し

【林道工事において180mの基礎砕石工、90mの裏込め砕石工を含む工事の場合】

基礎砕石の締め



裏込め砕石の締め



	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	2,003万円	1,975万円	3,978万円	68万円
令和8年度	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	
	2,015万円	2,031万円	4,046万円	

# 令和8年度設計積算基準等の改正の概要

現場条件等を反映した施工に向けた取組

森林土木工事（治山・林道）の設計業務において、設計時に**施工者から意見聴取する歩掛を追加**

（参考3）

- ・森林土木工事は、設計段階において**自然条件や施工条件等を踏まえた課題を把握した上で設計することが重要。**
- ・このため、**設計業務において設計者が工事施工者等（以下、「施工者」という。）と協働し、施工地域の現場に精通した施工者から施工上の課題や対応方法について意見聴取を行い、設計成果品の品質向上、工事の施工段階における施工性の向上、安全性の向上及び設計変更の減少による受発注者の業務効率化を目的とし、歩掛を追加。**

## 【設計者分計上歩掛】

（1回当たり）

区分	主任技師	技師A
意見聴取	0.5	0.5
意見の整理等		0.5

## 【施工者分計上歩掛】

（1企業・1回当たり）

区分	主任技師
意見聴取	0.5

※施工者は3企業（各1人）から意見聴取することを標準

## 【意見聴取する事項】

- ① 施工計画（施工順序）に関する事項
- ② 現場条件等による建設機械規格や施工時期の制限に関する事項
- ③ 工種・工法の妥当性、合理性に関する事項
- ④ 仮設計画（安全対策含む）に関する事項
- ⑤ 地域の資材供給状況に関する事項
- ⑥ 木材利用、低コスト化に関する事項
- ⑦ その他、設計者が施工者の見解を必要とする事項

## 【設計業務において意見聴取を含んだ場合のUP額】

直接原価	間接原価等	業務委託料
20万	+ 33万	= 53万

# 令和8年度設計積算基準等の改正の概要

## 適切な工期の設定について

- 工期実態調査の結果、準備期間及び後片付け期間を見直す。
- あわせて、作業日当たり標準作業量から施工に必要な実日数の設定が困難な場合において、参考としていた「参考工期」（直接工事費から準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む）を後片付け期間及び不稼働日を含まない「施工に必要な実日数（参考）」に見直す。

表10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	20日
治山・地すべり工事	<del>40日</del>	<del>15日</del>
海岸工事	<del>40日</del>	<del>15日</del>
森林整備A	30日	<del>15日</del>
森林整備B	20日	10日
道路工事	<del>40日</del>	<del>15日</del>
鋼橋架設工事	90日	20日
PC橋工事	70日	20日
舗装工事	50日	20日
橋梁保全工事	60日	20日
道路維持工事	50日	20日
トンネル工事	80日	20日



工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	20日
治山・地すべり工事	30日	10日
海岸工事	30日	10日
森林整備A	30日	10日
森林整備B	20日	10日
道路工事	30日	10日
鋼橋架設工事	90日	20日
PC橋工事	70日	20日
舗装工事	50日	20日
橋梁保全工事	60日	20日
道路維持工事	50日	20日
トンネル工事	80日	20日

# 令和8年度設計積算基準等の改正の概要

## 適切な工期の設定について

表10-2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

工事別 直接工事費	工期	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000千円以下	102	116
5,000 "	121	136
10,000 "	144	161
15,000 "	167	186
20,000 "	185	204
30,000 "	204	224
40,000 "	225	246
50,000 "	242	264
60,000 "	256	279
80,000 "	274	297
100,000 "	295	318
150,000 "	323	347
200,000 "	356	380



工事別 直接工事費	施工に必要な実日数（参考）	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000千円以下	38	32
5,000 "	46	42
10,000 "	56	57
15,000 "	66	73
20,000 "	74	86
30,000 "	83	101
40,000 "	92	119
50,000 "	100	134
60,000 "	107	147
80,000 "	115	165
100,000 "	125	186
150,000 "	138	216
200,000 "	154	254

- 備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。  
 2. 200,000千円超の場合等については、次の算定式により  
 工期を算定することができる。  
 海岸等平地部… $T=1.6 \times P^{0.2950}$   
 山間部 … $T=2.3 \times P^{0.2702}$   
 T：工期 P：直接工事費

- 備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。  
 2. 200,000千円超の場合等については、次の算定式により  
 施工に必要な実日数を算定することができる。  
 海岸等平地部… $T=0.3735 \times P^{0.3173}$   
 山間部 … $T=0.0325 \times P^{0.4725}$   
 T：施工に必要な実日数 P：直接工事費  
 3. 本表は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を加味していないため、準備期間等については、別途計上することとする。

# 森林土木工事関係書類作成のスリム化

別紙

## 森林土木工事書類作成スリム化ガイド（案）

令和8年3月

### 1 目的

森林土木工事書類作成スリム化ガイドは、工事書類を必要最小限に簡素化するとともに、受発注者間における作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化及び遠隔現場等の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

#### 森林土木工事書類作成スリム化ガイドの位置付け

- ア 本ガイドは、各森林管理局等々の発注工事において、**工事書類を必要最小限に簡素化するための方法や削減可能な工事書類を紹介**している。なお、各種法令や諸基準等で規定された書類の作成、提出を削減するものではない。
- イ 受注者及び発注者、監督職員、検査職員（以下「発注者等」という。）は、本ガイドに基づき工事書類の簡素化に取り組むものとする。
- ウ **発注者等から本ガイドに反する指摘等を受けた場合は、発注者等へ本ガイドを提示し、ルールの再確認を行うものとする。**

※ただし、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。また、本ガイドで提出不要としている資料でも受注者の意思で提出された場合は、受領を妨げるものではない。例）「施工体制台帳に添付が不要な書類の事例」に記載の書類が添付書類に含まれていたため、受注者にそれを抜いて再提出させる等は不要

（参考）工事書類作成の根拠となる主な諸基準及び様式

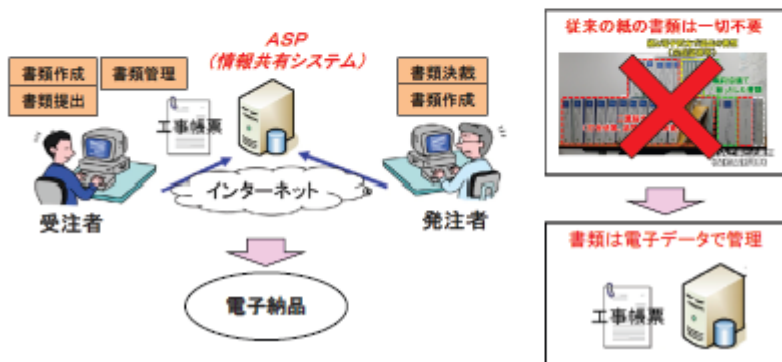
- ・森林整備保全事業（林道工事及び治山工事）に係る工事書類の様式について  
[https://www.rinva.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-58.pdf](https://www.rinva.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-58.pdf)
- ・森林整備保全事業工事標準仕様書  
[https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun\\_siyosvo.html](https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosvo.html)
- ・設計変更ガイドライン（工事編）  
[https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan\\_kijun-295.pdf](https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-295.pdf)
- ・森林整備保全事業における電子納品ガイドライン  
[https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT\\_seko-28.pdf](https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT_seko-28.pdf)
- ・森林整備保全事業電子納品ガイドラインの運用  
[https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT\\_seko-29.pdf](https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT_seko-29.pdf)
- ・ウィークリースタンス実施要領  
[https://www.rinva.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-41.pdf](https://www.rinva.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-41.pdf)

# 森林土木工事関係書類の作成のスリム化

## 2 全ての書類は電子化

情報共有システム（以下「ASP」という。）を活用し、書類は電子データで管理する

- ✓ ASP は、書類の作成や受発注者間のやりとりを WEB を通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- ✓ 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- ✓ 原則として、全ての工事において ASP を活用。また、全ての書類は電子データで管理。



## 3 ASP の選定は書類不要

ASP のシステム選定に当たり書類の提出は不要

- ✓ ASP のシステム選定や契約にあたり、利用開始日や必要ユーザー数などの監督職員への確認書類の提出は不要。（メール等による確認で良い。）

## 4 コリンズ登録は書類不要

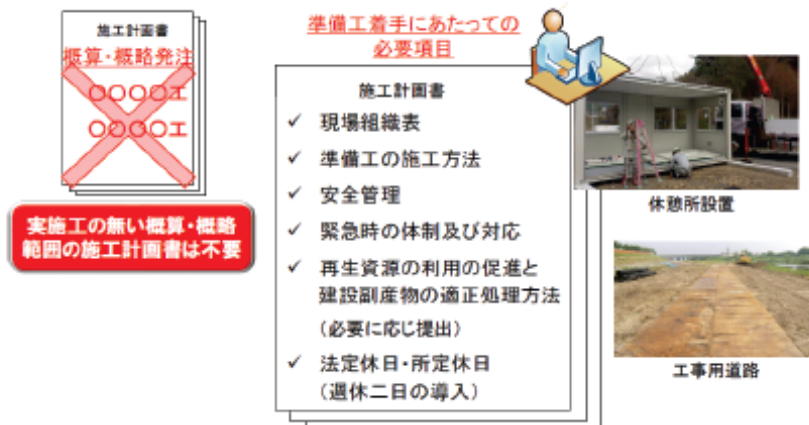
登録内容の確認に当たり、書類の提出は不要

- ✓ 登録の確認依頼は、コリンズ登録内容確認システムから監督職員へのメール送信のみ。※紙資料の提出は不要。
- ✓ 監督職員がシステム上で登録内容の確認を行うと、システムから受注者あてにメールが届く。※署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要。
- ✓ 変更時と工事完成時の間が土・日曜日、祝日を除き 10 日に満たない場合は、変更時の登録は不要。
- ✓ 担当技術者に変更があった場合は、次回の変更登録と併せて行えば良い。
- ✓ 工事完成時の登録は、完成通知書提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録申請するものとし、完成検査時点で登録が完了している必要は無い。

## 5 施工計画書

概算数量発注を含め、施工計画書は主要工種の着手前までに提出し、未確定工種については設計照査及び発注者指示により工事内容が確定した後、速やかに追加提出すれば良い

- ✓ 施工内容が確定されていない工種の施工計画書の提出は不要。
- ✓ 施工内容が正式に指示されてから、施工計画書を提出すれば良い。
- ✓ 準備工の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出すれば良い。



変更施工計画書は、施工計画に大きく影響しない場合は提出不要

- ✓ 数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要。

（軽微な変更の事例）

- ✓ 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ずれ、ページの変更等。

変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い

- ✓ 変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要は無い。（最終的な変更施工計画書として統合、再提出を行う必要は無い）
- ✓ 項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要は無い。

# 森林土木工事関係書類の作成のスリム化

## 6 設計図書の照査

照査の結果により生じた計画の見直し、図面の作成、構造計算、追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

### 【発注者が実施する部分】

照査結果により生じた、計画の見直し（比較検討表の作成含む）、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等。

※ 計画の見直しとは、当初発注した工事の施工計画に対して、概算発注方式による工種変更又は、発注後の自然災害等により、現地状況が大きく変化したこと等による他工種への変更等、主工種を他工種へ変更する必要が生じた場合とする。

※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

### 【受注者が実施する部分】

設計照査の結果を説明するための資料作成。  
(現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等)

## 7 ウィークリースタンスの実施

土日・深夜勤務等を抑制するために、ウィークリースタンスを実施

- ✓ 全ての工事を対象とする。
- ✓ ウィークリースタンス実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について提出の上、取り組むものとする。

## 8 工事打合せ簿

発注者が発議する資料は、発注者が作成する

- ✓ 概算数量発注工事における詳細設計の指示資料、工事目的物の変更に伴う指示資料は発注者が作成すべきものである。
- ※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

## 9 ワンデーレスポンス

受注者から発注者への協議、相談は、「その日のうち」に回答  
「その日のうち」に回答が困難な場合は、「回答日」を通知

- ✓ 工程に影響がある場合は、受注者において回答希望日を記載することとする。
- ✓ 発注者は、回答希望日までの回答が困難な場合は、必要に応じて一時中止を指示するものとする。

## 10 施工体制台帳

施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする

### 【施工体制台帳に添付が不要な書類の事例】

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書及び見積書(ただし、見積書は契約書に「別紙見積書のとおり」と記載されている場合等、内訳書としての位置付けであれば添付すること)
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- 警備業者との契約書及び警備員の資格の写し
- 外国人就労者関係の書類(一号特定技能外国人建設現場入場届出書等)

「作業員名簿」の変更は他様式の変更に併せて提出すれば良い  
「作業員名簿」の添付書類は提出不要

- ✓ 他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すれば良い。
- ✓ 「作業員名簿」の変更は、他の様式の変更のタイミングに併せて提出すれば良い。

「工事担当技術者台帳」、「役割分担表」の作成は不要

工事担当技術者台帳



作成不要

役割分担表



作成不要

施工体制の点検は電子データにより実施

- ✓ 監督職員は、書類の点検は電子データで行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。また、「林野庁直轄工事における施工体制審査・点検マニュアル」に基づき点検し、点検に不要な書類の提示を求めないこと。

# 森林土木工事関係書類の作成のスリム化

## 1 1 臨場確認（段階確認、確認立会、材料確認）

### 施工計画書作成段階で実施項目、頻度等を確認

- ✓ 施工計画書作成段階で、受注者と発注者が必要な工種、頻度等を確認し、過度な臨場確認を行わない。



施工計画書打合せで  
実施項目、頻度等を確認

「臨場確認の必要性」を  
よく確認する



施工計画書に反映



施工計画書に基づき  
計画的に臨場確認

「取りあえず」の場当たりの  
臨場確認は行わないこと

### 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

- ✓ 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受注者にとっても、発注者にとっても効率的な確認立会の実施に効果的。
- ✓ ただし、遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくても良い」ものではない。
- ✓ 遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用し、監督職員は必要な現場の確認に努めることが重要。

※ 遠隔臨場の撮影時に「歩きスマホ」状態にならないよう留意する

※ 詳細は、「工事現場等における遠隔臨場の試行について」を参照

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gi\\_jutu/attach/pdf/sekisan\\_kijun-292.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gi_jutu/attach/pdf/sekisan_kijun-292.pdf)

### 監督職員、現場技術員の臨場写真、紙資料に手書きの実測値は不要

- ✓ 受注者は臨場確認のための新たな資料の作成は不要。
- ✓ 監督職員が臨場した場合、臨場時の状況写真は不要。
- ✓ 監督職員が確認した実測値は、電子的な方法で記録。  
(事例) 現場でのタブレット等を用いた電子的な記録。(タッチペンによる手書き機能の活用を含む)  
※ タブレットを所持していない場合等、従来のスキャニングして保存する方法を妨げるものではない。

## 1 2 材料確認

### 材料確認は、設計図書において指定された材料のみで良い

- ✓ 設計図書（標準仕様書・特記仕様書）で「確認を受ける」と指定された材料以外は、不要。
- ✓ 提出するミルシートは、電子ミルシートでも良い。

## 1 3 品質・出来形管理

### 「品質管理図表」・「出来形管理図表」のみ提出すれば良い

- ✓ 数値を証明する計測状況写真の添付は不要。

## 1 4 品質証明

### 品質証明書の添付書類は提出不要（検査時の添付書類の提示も不要） 電子データで提出可能

- ✓ 品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付は不要。
- ✓ 完成検査においても添付書類の準備、提示は不要。
- ✓ 品質証明書に品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は不要。

## 1 5 工事履行報告書

### 実施工程%は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

- ✓ 受発注者間での工程の確認は、実施工程表で実施。  
※ 実施工程表は、提出不要とし、「提示」とする。
- ✓ 実施工程%の根拠資料の添付は不要。

## 1 6 休日・夜間作業届

### ASPによる監督職員への事前の「連絡」が良い（※口頭のみでの連絡は不可）

- ✓ 工事打合せ簿の作成は不要。

# 森林土木工事関係書類の作成のスリム化

## 17 産業廃棄物管理表（マニフェスト）

マニフェストは監督職員への提示のみ、コピーの提出は不要  
※ただし、必要に応じて提出を求める場合がある

- ✓ 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要。
- ✓ 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督職員、現場技術員が集計表を確認。
- ✓ 監督職員への提示は電子マニフェストでも可とする。

## 18 安全教育・訓練等の実施状況資料

安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要

- ✓ 安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督職員の請求があった場合に提示出来る体制とし、提出は不要。

## 19 支給品・貸与品

支給品・貸与品の「要求」について書類の作成は不要

- ✓ 受領又は借用後に、受領書又は借用書を監督職員を通じて発注者に提出すれば良い。

## 20 工事現場の現場環境改善

実施報告書、実施写真（様式にまとめたもの）は作成不要

- ✓ 森林整備保全事業工事写真管理基準に基づき撮影した写真は必要。

## 21 創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出

- ✓ 「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、1工事につき最大10項目まで提出可能。
- ✓ 10項目を超過した提出は認めない。

## 22 工事検査

工事検査は必要な書類を限定

- ✓ 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員による現地検測の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。

工事検査は電子データにより実施

- ✓ 検査職員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。

不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- ✓ 本ガイドにおいて不要としている書類は工事成績評定では評価されない。
- ✓ 工事書類は不足なく簡潔に整理されていれば良く、書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響しない。
- ✓ 工事概要説明資料（ダイジェスト版）等の工事検査のために新たな資料は作成不要。
- ✓ 発注者（監督職員、検査職員、現場技術員）は、不要な書類の提出・提示は求めないこと。

# 最後に！施工管理の6大管理

- **品質管理**: 設計図書どおりの品質を確保する
- **原価管理**: 工事費用を予算内に収め、利潤を確保する
- **工程管理**: 工事を計画どおりに進め、納期を遵守する
- **安全管理**: 作業員の安全を守り、労働災害を防止する
- **環境管理**: 工事による環境への影響を最小限に抑える
- **労務管理**: 作業員の配置や健康を管理し、安定した施工体制を維持する

「**全国安全週間2026 スローガン**」

**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場！**

ご清聴を感謝いたします

